

( 様式 2 )

計画作成年度	平成25年度
計画主体	牧之原市

## 牧之原市鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 牧之原市 産業経済部 お茶特産課  
所在地 牧之原市相良 275 番地  
電話番号 0548-53-2621  
F A X 番号 0548-52-3772  
メールアドレス sangyo@city.makinohara.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	静岡県牧之原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成24年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	被害品目	被害面積	被害金額
イノシシ	イモ類	10a	50千円
	野菜	2a	30千円
	果樹	1a	40千円
	イネ・その他	6a	56千円
	小計	19a	176千円

(2) 被害の傾向

市内東名高速道路以北の地域に例年被害が出ていたが、平成24年度以降、イノシシによる被害は南下傾向にある。被害の出ていなかった相良地域までイノシシによる被害(農作物の食害、茶園の踏み荒らし、幼木の掘り起こし等)が増加・拡大傾向にある。このままでは、農業者の生産意欲の低下や耕作放棄地の拡大につながることになり、地域農業の振興の妨げになる。また、山間部のみでなく、集落へ出没するなど、人への被害も予想される。発生時期は通年であるが、夏～秋にかけての発生が多い。

特に平成27年度においては、イノシシの目撃情報・相談件数が例年より多く、平成27年12月末現在では平成26年度捕獲頭数の2倍以上のイノシシ88頭が捕獲された。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成24年度)		目標値(平成28年度)	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	19a	176千円	13.3a	123.2千円

( 4 ) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	被害状況に応じて、猟友会への委託による有害鳥獣捕獲を実施 猟友会へ捕獲檻の貸出	猟友会会員等の高齢化や減少及び担い手の不足を抱えている中で、イノシシの目撃情報・相談件数が増加傾向にある。
防護柵の設置等に関する取組	ハイナン農業協同組合が電気柵等侵入防止柵の貸出及び助成（市の対策なし）	対策費用の予算が少額のため、農家からの要望に応えられない

( 5 ) 今後の取組方針

<p>猟友会に捕獲を委託するとともに、農家に対し侵入防止柵の推進を図り、捕獲と防護の両面からイノシシ被害軽減目標を約30%とする（被害面積約5.7a、被害金額約52.8千円軽減）。</p> <p>1. 猟友会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の出没情報や被害情報の共有</li> <li>・イノシシ捕獲に対する報償金制度の導入</li> </ul> <p>2. 侵入防止柵の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵等侵入防止柵設置の助成</li> </ul>
---

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

( 1 ) 対象鳥獣の捕獲体制

市内の土地を熟知している牧之原市猟友会との連携を密にし、広域的かつ迅速な捕獲ができる体制を整える。
---

( 2 ) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成26 ～28年度	イノシシ	・イノシシ捕獲に対する報償金制度の導入 ・農業者へのわな免許取得の必要性の啓発

( 3 ) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績（平成21年度6頭、平成22年度8頭、平成23年度6頭、平成24年度25頭、平成25年度47頭、平成26年度42頭、）及び被害の増加傾向（平成27年度88頭【H27.12末時点】）から、捕獲数を100頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
イノシシ	40	40	100

捕獲等の取組内容
有害鳥獣捕獲により、銃器、わなで捕獲する。

( 4 ) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	イノシシについては、静岡県事務処理の特例に関する条例第2条により県知事から市長へ有害捕獲許可権限が委譲済み。

4 . 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

( 1 ) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
イノシシ	被害の大きい農地に対しハイナン農協単独による電気柵設置の助成	被害の大きい農地に対しハイナン農協単独による電気柵設置の助成	被害の大きい農地に対しハイナン農協単独による電気柵設置の助成

( 2 ) その他被害防止に関する取組

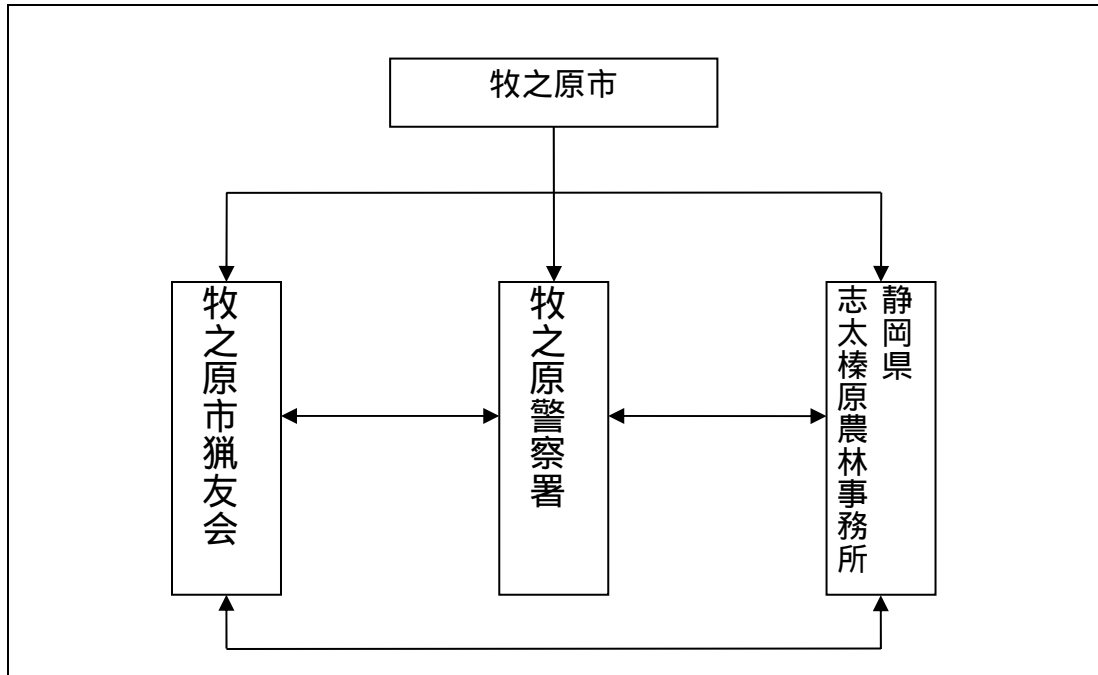
年度	対象鳥獣	取組内容
平成26 ~28年度	イノシシ	・耕作放棄地の解消

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
牧之原市	状況確認、各関係機関との調整
静岡県	状況確認
牧之原警察署	状況確認、パトロール
牧之原市猟友会	捕獲、パトロール

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	牧之原市鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称	役割	
牧之原市お茶特産課	事務局及び協議会に関する全般的な管理及び調整	
牧之原市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供	
ハイナン農業協同組合	対象地域の巡回、有害鳥獣関連情報の提供	
牧之原市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施	
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、鳥獣保護に関する業務	
自治会の代表	有害鳥獣関連情報の提供	

( 2 ) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県志太榛原農林事務所	有害鳥獣関連の情報提供や被害防止技術の情報提供並びに助言、指導を行う。

( 3 ) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

( 4 ) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

7 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したイノシシは、食肉として狩猟者が自家消費するか埋設又は焼却処分する。

8 . その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

猟友会や鳥獣被害対策総合アドバイザーなど専門的立場からの指導、助言を受け、適切な被害防止策を講じる。